解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十九日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

静岡市清水区小河内五二九番地

坂本報徳社（社団法人）

代表清算人　松永　勇

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十五年十一月二十八日存続期間満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

愛知県豊橋市鍵田町二九番地四松操コンピュータ・ソーイングスクール内

財団法人松操学園

代表清算人　大羽　朝子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

三重県四日市市上海老町四八三番四号

農事組合法人四日市北部温室組合

清算人　藤澤　康司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

和歌山県東牟婁郡古座川町明神一九六番地

財団法人明神保郷会

代表清算人　山口　裕久

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

岡山県玉野市宇野一丁目二七番一号

財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金

清算人　光宗　和政

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為第三十条第一項の規定に基づき平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

福岡市城南区長尾四丁目一九番一号

財団法人下長尾自治会館管理組合

代表清算人　副田　英美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井一三番地

財団法人西臼杵郡自治協会

清算人　内倉　信吾

解散公告（第二回）

当法人は、平成十八年七月四日開催の定時社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成十九年三月七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

札幌市中央区南二三条西一四丁目一番一三号

医療法人貞仁会

清算人　太田　卿

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年十一月二十二日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

群馬県渋川市石原八〇番地

清算法人横野土地改良区

代表清算人　大塚　孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

埼玉県川口市元郷二丁目一番三号

社団法人埼玉県川口中小企業技術者研修センター

清算人　佐野　元昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

石川県小松市安宅町ヨ一三三番地

財団法人安宅観光協会

代表清算人　清水　春彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

長野県安曇野市穂高有明五九二六番地

財団法人瑞穂精舎

清算人　小林　慈彦

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

京都市中京区西ノ京南円町一番地

黒住教大宮教会所維持財団

代表清算人　西垣　仁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

京都市北区北野下白梅町四七番地

財団法人京都美術振興会

代表清算人　大橋　博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

大阪府池田市城南一丁目一番一号

財団法人池田市職員厚生会

代表清算人　玉手　忠志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日開催の臨時協議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

大阪市北区（大阪市大淀区中津本通三丁目八二番地）

財団法人下三番青年会

代表清算人　萩山　亘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十九日

島根県邑智郡邑南町下口羽一〇八九番地三

社団法人地域づくり総合研究所

清算人　小田　博之